

戸籍謄抄本等請求書(郵送用)

書き方見本②
(出生から死亡まで)

令和 6 年 3 月 1 日

(あて先) 松江 市区町村長

1. どなたの証明書が必要ですか

本籍	松江 市殿町1番地			(松江市の戸籍を請求する場合は、松江市の本籍を番地までご記入ください。)
筆頭者の氏名	松江 太郎			
必要な人の氏名	松江 太郎	生年月日	明治・大正 昭和 平成 令和	20年 1月 1日

2. 何が必要ですか

<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(全部事項証明書)	手数料(1通あたり) 450円	必要枚数 通	必要な戸籍について、ご希望がある場合は記入してください。 【例】〇〇の出生から死亡までのすべての戸籍(1セット)、 〇〇の死亡が記載されている戸籍、〇〇と〇〇の続柄が確認できる戸籍 太郎の出生から死亡までのすべての戸籍(1セット)
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本(個人事項証明書)			
<input type="checkbox"/> 除籍	750円	通	
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍		通	

<input type="checkbox"/> 出生証明書	松江市は300円	通	証明が必要な住所がある場合は記入してください。 【例】〇〇市△△町××番地から現住所までつながるもの
出生から死亡までの戸籍を請求する場合、 <input checked="" type="checkbox"/> と必要枚数の記入は不要ですので、右の「必要な戸籍について…」の欄に必要な戸籍を文章でご記入ください。			
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票(抄本(印))		通	

(戸籍の附票は原則として下記の項目は省略してあります。記載が必要な場合はチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者(日本国籍の方のみ)	<input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録	<input type="checkbox"/> 住民票コード
---	------------------------------------	---------------------------------

※戸籍の附票は、戸籍改製や戸籍届出(婚姻等)により新たに作成されます。証明が必要な住所によっては交付する附票が2~3通にわたる場合があります、この場合は手数料も通数分が必要です。

3. 何に使用しますか(使用目的、提出先等)

父・松江太郎の死亡に伴う相続手続	出生から死亡までのすべての戸籍が何通にわたるかは発行してみなければ特定できませんので、この金額はあくまで目安です。おつりが必要な場合は定額小為替(郵便局で換金可)でお返しいたしますし、不足する場合はご連絡いたします。
------------------	--

4. 請求者

住所	東京都千代田区〇〇町〇-△-×		
本籍	松江 市殿町1番地		
氏名	松江 一郎	必要な人から見た続柄	長男
昼間連絡先(携帯電話等でも可)	090-〇〇〇〇-××××		

5. 請求方法 (下記の書類等を同封の上、ご送付ください。)

- 請求書 (この用紙です。法人が請求する場合は、代表者印等の押印が必要です。)
- 手数料分の定額小為替 (定額小為替は郵便局で取り扱っています。切手・印紙ではお受けできません。)
※出生から死亡までのすべての戸籍を請求する場合は、あらかじめ1セットあたり3,000円分の手数料を同封してください。
- 切手を貼った返信用封筒 (宛先を記入してください。原則として住民登録されている住所以外には送付できません。)
- 請求者の本人確認書類の写し (例:運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などいずれか1点)
- 第三者請求の場合は疎明資料 (第三者(本人又は配偶者、直系親族以外)の戸籍を請求する場合、戸籍の証明を必要とする正当な理由をご明記いただいた上、疎明資料(例:契約等の場合はその内容が分かる契約書等、相続の場合は請求者と対象者との関係がわかる資料(戸籍の写し等))を同封してください。)

(宛先) 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 松江市役所 市民課 証明発行係

(電話) 0852-55-5254 (注意)本籍が松江市以外の戸籍は、本籍地の役場へご請求ください。